

多賀城の創建年代

——木簡の検討を中心として——

平川南

はじめに

一 文献史料上の検討

二 多賀城碑に刻された年紀

三 多賀城跡第四四次発掘調査出土木簡の検討

まとめ

論文要旨

多賀城は、古代東北地方の政治・文化の中心地であった。その創建の年代については、文献史料には記載がない。ただ当時の諸情勢について文献史料を検討するならば、おおよそ養老（じょうろう）神龜（しんきゅう）年間（七一七～七二九）にかけて多賀城の成立を想定できる。近年の考古学の成果からは、その創建年代は獨里制（ひとりせい）によれば行政区画の実施された期間（七一五～七四〇）内に限定できる。従来偽作説が強かつた多賀城碑は近年の研究により眞物とみて問題ない。碑は多賀城の創建を神龜元（七二四）年と明確に刻している。ただしこの年代は城の完成時か造営着手時かがはつきりしない。

多賀城の中心・政庁と外郭南門とを結ぶ正面道路跡の石組暗渠（じごみあんきょ）の裏込め土から出土した木簡群は、年紀こそ記していないが、その内容を詳細に検討した結果、多賀城創建年代を限定できることが明らかとなつた。まず第二号木簡「菊多郡」は養老二（七一八）年建置、第一号の歴名の記載様式は養老五（七二二）年戸籍以前の特徴をもつている。この木簡は古代の戸籍制度を研究する上で最も重要な問題を投げかける史料といえる。創建年代を養老二～六年までの間とすると、第一八・一九号の「主典（しゅでん）一鉢師（いはし）四」は、養老四年九月の按察使殺害の際に派遣された征夷軍（せいいぐん）に伴なうものであろう。その場合、年代をさらに養老四年九月から五年四月（征夷將軍帰還）までの間に限定できる。一方、暗渠埋り土中の「縁子（えんし）」と書かれた木簡が養老五年戸籍以降の年齢区分呼称と判断できることから、上記の年代推定の妥当なことも傍証できる。

結局、多賀城創建期の政庁と外郭南門を結ぶ道路は、養老五年からまもない時に構築され、しかもそのような主要な道路は造営の早期の段階に位置づけられよう。そして、多賀城の完成をその数年後に想定すると、多賀城碑に記す「神龜元年」は城の完成時を示していると判断できる。本木簡は多賀城碑の信憑性（ひようせい）をも高める史料であるといえる。